

## 新設幼保連携型認定こども園の学校法人認可基準

園 地	<p>① 自己所有を原則とするが、所有することが困難であり教育上支障のないことが確実に認められる場合には、総面積の1/2以内の範囲において借用であってもよい。</p> <p>ただし、土地の所有者が、寄附者の配偶者及び生計を一にする2親等以内の親族、発起人、役員その他特殊の関係がある者の場合は、上記例外の適用を受けない。</p> <p>② 国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずる者又は宗教法人の所有地で、所有することが困難であり、教育上支障のないことが確実に認められる場合は借用でもよい。</p> <p>この場合において、宗教法人の所有地については、地上権又は賃借権の設定登記を要する。</p>
園 舎	<p>① 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例、幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準及び幼保連携型認定こども園設置認可等に関する要綱に適合していること。</p> <p>② 自己所有を原則とする。ただし、地方公共団体等からの借用であり、20年以上継続して使用できる権利を取得している場合についてはこの限りではない。</p>
園具及び教具	自己所有とする。
負 担 付	認めない。
幼保連携型認定こども園施設内の教育及び保育目的外の施設	認めない。
学校法人の役員及び評議員	<p>① 役員のうち理事の定数は5人以上とすること。</p> <p>② 非常勤役員はその地位について報酬を受けてはならない。</p> <p>③ 学校法人の役員及び評議員は財産の寄附者又は特定の関係者のみをもってあてることなく、広く教育・保育関係者、学識経験者その他教育及び保育に関した高い識見を有する者のうちから公平に選任され、かつ、これらの者の識見をできるだけ公正に反映できるものでなければならない。</p> <p>④ 理事及び監事は他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。</p> <p>⑤ 学校法人の運営の中心となる理事及び幹部職員は、単に名目的な者でなく、学校経営に専念できる者であること。</p>
予 算	<p>資金収支予算は資産及び幼保連携型認定こども園の規模に応じて収支の均衡が保たれているものでなければならない。</p> <p>消費収支予算は幼保連携型認定こども園の規模に応じて収入が支出を上回るか等しくなければならない。</p>